

川口市子どもの遊び推進条例

(目的)

第1条 この条例は、遊びを通じた多様な体験が子どもの心身の成長及び発達において重要なものであることに鑑み、子どもがその状況に応じて自由にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を図るため、子どもの遊びの推進に関し、基本理念を定め、市、保護者及び市民の役割を明らかにし、及び子どもの遊びの推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの遊びの推進に関する施策を総合的に推進し、もって未来を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもの遊びの推進は、子どもが遊びを通じた多様な体験により、自主性、社会性及び創造性並びに体力及び運動能力を高めることができるよう、その機会が確保されるとともに、子どもが自ら選択し、自由に遊ぶことができる環境の整備を図ることを旨として行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、子どもの遊びを推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもの遊びの推進につながる市民の活動に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 安全に安心して、かつ、自由にのびのびと遊ぶことができるよう配慮した施設及び設備並びに環境の整備に関する施策
- (2) 公園、校庭等の利用状況を勘案し、可能な限り子どもが自由に遊べる仕組み

づくりに関する施策

- (3) 多様な遊びを補助し、又は見守る人材の育成及び確保に関する施策
- (4) 遊びの必要性及び重要性の理解の促進に向けた意識啓発に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの遊びを推進するために必要な施策
(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが遊びを通じた多様な体験ができる機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、子どもが遊ぶことの必要性及び重要性に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、子どもの遊びの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。